

下野市議会議員選挙

投票日：4月25日(日)

投票時間：午前7時～午後8時

身近な政治の代表者を選出する大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。



投票できる人

平成2年4月26日以前に生まれた方で、平成22年1月17日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住所がある方。(投票日までに市外へ転出した方は、投票所入場券が届いても投票できません。)

投票所入場券

投票所などを記載した投票所入場券は、4月19日(月)に発送しますので、投票の際にお持ちください。万が一、入場券が届かなかった場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

投票日当日(4月25日)に仕事やレジャーなどで投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

◆期日前投票期間・時間

4月19日(月)～24日(土)までの毎日、午前8時30分～午後8時まで

◆期日前投票所

- ・国分寺公民館(1階)
- ・石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)
- ・南河内庁舎(別館会議室)

期日前投票は、上記の3施設どこでも投票できますが、投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

代理投票・点字投票

身体が不自由で自分で候補者の氏名を書くことができない方や、目が不自由で点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。(本人が投票所に出かけていただくことが必要です。)

不在者投票

○病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定を受けている病院等に入院等している方は、その施設で不在者投票ができますので、施設管理者に申し出てください。

○郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。ただし、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要ですので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

○他市区町村での不在者投票

旅行や出張などにより、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票される方は、郵便での手続が必要ですので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

開票

開票は、4月25日(日)午後8時50分から、石橋体育センターで行います。下野市の選挙人名簿に登録されている方であれば、参観は自由です。